

WRSTC ダイビング基準 最低指導基準

World Recreational Scuba Training Council
Minimum Course Content

日本語版

レジャーダイビング認定カード普及協議会
(Cカード協議会)

目 次

体験スクーバダイビングのための最低指導基準	1
レクリエーショナル・エントリーレベル・スクーバ資格認定のための最低指導基準	4
レクリエーショナル・ダイブ・スーパーバイザー資格認定のための最低指導基準	9
レクリエーショナル・アシスタント・スクーバ・インストラクター資格認定のための最低指導基準	13
レクリエーショナル・スクーバ・インストラクター資格認定のための最低指導基準	16
レクリエーショナル・スクーバ・インストラクター・トレーナー資格認定のための最低指導基準	20

RSTC 基準採択組織

- ・ PADI JAPAN (パディアジアパシフィックジャパン)
- ・ SSI JAPAN (SSI 事業部 HEAD Japan)
- ・ SNSI JAPAN (SNSIジャパン)

2008 年 12 月現在

体験スクーバダイビングのための 最低指導基準

1. 範囲及び目的

この基準は、レクリエーション・ダイビングにおける体験スクーバダイビングのための最低指導基準の条件を規定するものである。これらの条件を、いかなる条件下であれ、スクーバ使用における認定の基準として考慮してはならない。これらの条件は、監督され、管理されたダイビング経験を通してノンダイバーにレクリエーション・スクーバダイビングを紹介し、参加者がさらなる訓練を受けることを奨励するために使用される。体験スクーバダイビングは、管理され、楽しいダイビング入門が提供できるならどこでも実施することができる。体験ダイビングプログラムは認定ではなく本来は経験を意図したもので、ダイビングに関する専門的な深い知識と技能は必要でないからである。参加者は、直接の監督下で、スクーバダイビングを経験するために必要なことだけを教えられる。

プログラム基準では、参加者に特定の情報、概念とスクーバ技能を指導することを義務づける。この基準の条件は、総合的な基準を意味してはいるが、一般的な基準を指す。略述されている情報カテゴリーが論理的な順列で記述されているように見えるかもしれないが、概要を講習計画として検討してはならない。つまり、基準の中で情報が記述されている順序は必ずしもプログラムでの講習計画の順序を定めるものではない。同様に、本文書に述べられている条件は、特定の課題範囲に重点を置くよう示してはいないし、またこれらの課題の教え方を示してはいない。むしろ、レクリエーション・ダイバー訓練の責任を担う指導機関が作成するプログラム概要、授業計画、及びその他の講習補助教材は、これらの基準に述べられている講習内容条件の順列を定める、また強調するためのガイドラインとして使用されなくてはならない。順序及び強調点は、インストラクターの指導機関が規定する条件の範囲以内でインストラクターの裁量によって決定され、また環境要因、参加者の特徴、またその他関連する事柄を考慮の上で決定されなくてはならない。

体験スクーバダイビングを終了しても、エア、スクーバ器材及びその他のスクーバダイビングのサービスの供給を受ける資格を与える、または許可するものではなく、インストラクター（定義参照）による直接の監督なしにレクリエーション・ダイビングに従事することを許可するものでもない。この基準の意図するところは、インストラクターが体験スクーバダイビング参加者に限定された学科および技能体験を紹介することにある。

2. 定義

有資格アシスタント

指導機関によりインストラクターを補助する資格を現

在与えられている者を指す。本基準が意図する目的により、資格を有するアシスタントの全活動は、インストラクターの指導下で行われなくてはならない。本基準に定義されているように、有資格アシスタントがオープンウォーター・ダイブにおいて参加者の責任を持つ場合には、事前にダイビング活動の計画、運営、及び管理、ファーストエイド（応急手当て）、心肺蘇生、またダイバーレスキュー・テクニックの正式な訓練の修得が条件となる。有資格アシスタントは、また、指導機関が条件としている有資格アシスタント水準の知識があることを証明する筆記試験に合格しなくてはならない。（詳細はCカード協議会レクリエーション・アシスタント・スクーバダイブ・インストラクター認定基準を参照）

限定水域

スイミング・プールと同様の条件を満たす水域。

インストラクター

指導機関より現在資格と認可を受け、体験スクーバダイビングの講習を実施し、エントリーレベル・スクーバダイビングを教え、またエントリーレベル認定証を申請する認可を受けている者。認可を受けるために、インストラクターは、認可を与える機関の毎年の更新条件を満たさなくてはならない。インストラクターは、また、講習準備、講義計画とその実演、プール/限定水域の技能及びオープンウォーター技能の講習方法の正式なトレーニング、加えて、有資格アシスタントのトレーニング条件をすべて満たさなくてはならない（定義を参照）。またインストラクターは、指導機関が定めているように、インストラクター水準の知識を習得している証明となる筆記試験に合格しなければならない（詳細はCカード評議会レクリエーション・スクーバ・インストラクター認定基準を参照）。

体験スクーバダイビング

参加者にレクリエーション・スクーバダイビングの楽しさと冒険を紹介するために、インストラクターの直接の監督下で行われるオープンウォーター・スクーバダイビング。終了しても認定にはならない。このダイビングには最低条件として以下の要素から構成される。(1) ブリーフィング、(2) ダイビングの準備、(3) エントリー、(4) 水深下でのツアー、(5) 最大水深12メートル以下、(6) エキジット、(7) デブリーフィング

必要最低限のダイビング講習システム

参加者が身に付ける必要がある器材には以下が含まれる。フィン、マスク、タンク（シリンダー）、バルブ、レギュレータ/空気供給システム、低圧インフレーター付BC、バックパック、残圧計、ウエイトシステム（適切な場合）、保護スーツ（適切な場合）。

参加者

入門レベルのスクーバダイビングによってスクーバダイビングを体験したい個人のこと。終了しても認定はされない。

監督

条項5に概説されているように、以下の水準の監督が適用される。

間接的監督

参加者の技能の実践とダイビング活動を包括的に管理する、全体の様子を観察する、評価する、及び指示を与えることを意味する。インストラクター自身がダイビング現場において参加者の援助ができる態勢を整えていなくてはならない。

3. 参加のための条件**(1) 年齢**

参加のための最低年齢は指導団体によって決定される。

(2) 病歴／診断書

体験の参加者は、水中活動を始める前に、指導機関の定める病歴／診断書を完全に記入しなくてはならない。参加者は、そのすべての規定に従った上で水中活動に参加すること。病歴での質問に「はい」と答えた参加者は、いかなる条件または制限にかかわらず、水中活動を開始する前に、免許を持つ医師の推薦を得なければならない。いかなる場合においても、診断証明書の署名をする者が参加している場合には、その診断証明書は受理されないものとする。

(3) リスクの認識及び予測

スクーバの潜在的リスクに関する情報を参加者に与えてはならない。参加者はまた、水中活動に参加する前に、これらのリスクを認識し予測することを認める適切な書式に署名することに同意しなくてはならない。以下に挙げる事項に制限を受けることなく、これらの書式には、免責同意、責任放棄及び解除、免責誓約、責任の制限、リスクの引受、安全ダイビングの実施、安全基準、受講了解事項、その他を含めることができる。参加者が未成年の場合には、適切な書式に親または法的保護者の署名が義務づけられる。

(4) スクーバ技能

参加者は、インストラクターに対し、指導機関の規定に従い、また条項4.4で概説されているスクーバ技能を十分に実演しなければならない。インストラクターは、指導機関の規定に従い、また条項5に記されているように、スクーバ技能を実践するうえで適切な水中訓練限界範囲を守らなくてはならない。

4. 必要最低限の講習内容

指導機関によって規定され、またこの項に記されているように、体験スクーバダイビングは、講習題目とス

クーバ技能から構成されなくてはならない。

4.1 導入部

プログラムの前に以下の情報を参加者に提供しなくてはならない。

- (1) プログラムの限界
- (2) さらなる訓練の必要性とその価値
- (3) スクーバダイビングのリスク

4.2 器材

以下の器材の使用に際しての基本情報

- 4.2.1 マスク
- 4.2.2 フィン
- 4.2.3 浮力コントロール装置／浮力調整器
- 4.2.4 レギュレータ／空気供給システム
- 4.2.5 残圧計／エアモニター
- 4.2.6 バックアップ空気源（オクトパス／セーフセカンド）

4.3 全般的な知識

ダイビングとダイビング環境に関する基本情報

- 4.3.1 体験ダイビング中、絶え間なく呼吸しなければならない理由
- 4.3.2 圧平衡技能
- 4.3.3 危険な水中生物に触れないこと
- 4.3.4 ハンドシグナル
- 4.3.5 さらなる訓練の必要性と、どこでそれをすべきか

4.4 スクーバ技能

体験スクーバダイビングに先立ち、プールまたは限定水域において、以下に挙げるスクーバ技能を参加者に紹介し、また参加者によって実演されることが求められる。

- 4.4.1 水中呼吸
- 4.4.2 マスククリア
- 4.4.3 レギュレータ・リカバリ
- 4.4.4 マウスピース・クリア
- 4.4.5 耳抜き／圧平衡技能

5. プール／限定水域トレーニングの範囲

条項1の「範囲及び目的」で規定されているように、インストラクターは、いかなるトレーニング活動の間にも現場にいないとはならない。参加者は条項4.4に挙げられた技能を紹介され、実演しなければならない。すべてのスクーバ技能はインストラクターに直接、監督される。インストラクターは、参加者の能力が体験スクーバダイビングに参加するに十分であるかを決定するため、最終評価を行う。

5.1

プール／限定水域トレーニングを行う間にインストラクターが装備する必要最低限の器材とは、条項2の定義に記されている「必要最低限のスクーバ・ダイビング器材」及びバックアップ空気源である。

5.2

プールでのトレーニングにおいて、インストラクター1名に対する参加者の最大数は、8名とする。限定水域における参加者の最大数は、インストラクター1名に対し4名、もしくはインストラクター1名と有資格アシスタント1名に対し6名とする。アシスタントを増やすことはできるが、参加者を増やすことは、各インストラクターの責任を大きくすることになるのでできない。

5.3

すべての体験スクーバ技能は、昼間の時間帯に、参加者が立っていられるに十分な浅いプールもしくは限定水域で行うものとする。立てるくらい水深が浅い場所が利用できないときは、潜降ロープやプラットフォームなどの装置を使用し、水深1.8メートル以内で行われることもある。指導団体によってこの比率は減ることがある。

6. 体験スクーバダイビングの範囲

条項1の「範囲及び目的」で規定されているように、初めてのオープンウォーター体験スクーバダイビングはすべてインストラクターによって直接、監督される。

6.1

体験スクーバダイビングにおける参加者の最大数は、インストラクター1名に対し4名、もしくはインストラクター1名と認定されたアシスタント1名に対し6名とする。アシスタントを増やすことはできるが、参加者を増やすことは、各インストラクターの責任を大きくすることになるのでできない。

6.2

すべての体験スクーバダイビングは、昼間の時間帯に、水深12メートル以下で、また水面に直接、垂直に浮上できる水中で行うものとする。

6.3

いかなる体験スクーバダイビングの間でも、参加者の水面移動とエキジットに付き沿う目的で、インストラクターには有資格アシスタントに直接的監督責任を委任する選択肢が与えられている。

6.4

限定水域において体験スクーバダイビングを行う間にインストラクターが装備する必要最低限の器材とは、条項2の定義に記されている「必要最低限のスクーバダイビング器材」及びダイビングナイフ／ダイバー用ツール（ダイビングサイトで法律または法規で禁止されている場合を除く）と緊急用シグナルである。ダイビング・フラッグ付の水面サポートステーションの使用は、適切な場合には、強く推奨される。

6.5

いかなる体験スクーバダイビングの間でも、インスト

ラクターが一人の参加者に付きそう必要がある間は、有資格アシスタントが他の参加者を一時的に直接監督することができる。

6.6

いかなる体験スクーバダイビングの間でも、インストラクターは直接的監督以外のどんな活動にも従事してはならない。ビデオまたは写真撮影などの活動が行われる場合は、別の有資格アシスタントがそれらの活動のために用意されることになる。

オープンウォーター・スクーバ資格認定のための最低指導基準

1. 範囲及び目的

この基準は、スクーバ（自給式水中呼吸装置）を使用するレクリエーション・ダイビングにおけるオープンウォーター認定へと導くための講習の最低指導基準の条件を規定するものである。しかし、これらの条件を、いかなる条件下であれ、スクーバ使用における最高基準の訓練と規定するものとして考慮してはならない。実際は、これらの条件を越えて拡張された講習プログラムを奨励すべきである。この基準の条件は、総合的な基準を意味してはいるが、一般的な基準を指す。つまり、基準は、オープンウォーター認定に不可欠な全ての範囲を示すものではあるが、各範囲が網羅する技能や情報を詳細に列挙するものではない。例えば、これらの最低規定細目では、オープンウォーター認定講習が少なくとも条項4.2に記載されている器材の、物理的（物的）説明、基本操作、及びメンテナンスを網羅するものでなくてはならないと規定している。これらの事項は基準の中に明瞭に記載されており、指導機関は本基準を満たす詳細な講習概要を公布し、その中に各品目の使用及びメンテナンスのための特定のテクニックを含めなくてはならない。

略述されている情報カテゴリーが論理的な順列で記述されている様に見えるかもしれないが、概要を講習計画として検討してはならない。つまり、基準の中で情報が記述されている順序は必ずしも教室での学科講習計画の順序を定めるものではない。同様に、本基準に述べられている条件は、特定の課題範囲に重点を置くよう示してはいないし、またこれらの課題の教え方を示してはいない。むしろ、レクリエーション・ダイバー訓練の責任を担う指導機関が作成する講習概要、授業計画、及びその他の講習補助教材は、これらの基準に述べられている講習内容条件の順列を定める、また強調するためのガイドラインとして使用されなくてはならない。順序及び強調点は、インストラクターの指導機関が規定する条件の範囲以内でインストラクターの裁量によって決定され、また環境要因、講習生の特徴、またその他関連する事柄を考慮の上で決定されなくてはならない。

オープンウォーター資格認定は、有資格ダイバーが、監督なしに、エア、器材、及びその他のサービスの供給を受けレクリエーション・オープンウォーター・ダイビングに従事できる資格を与えるものである。有資格オープンウォーター・ダイバーは、適切な装備をしたうえで、もう一人の有資格ダイバーとともに、減圧不要のオープンウォーター・ダイブを計画、実行、記録するための本基準で述べられている知識と技能を適用できる資格を有する。

2. 定義

認定証

認定証（Cカード）とは、講習生がオープンウォーター認定講習の認定条件を全て満足に修了したことを示す修了証である。

この認定証は、講習生のログブック／トレーニング報告書に記載されているように、講習生が全講習条件を満足に修了したとするインストラクターからの確認書が受理された時点で指導機関によって発行される。

有資格アシスタント

指導機関によりインストラクターを補助する資格を現在与えられている者を指す。

本基準が意図する目的により、資格を有するアシスタントのオープンウォーターにおける全活動は、インストラクターの指導下で行われなくてはならない。本基準に定義されているように、有資格アシスタントがオープンウォーター・トレーニングダイブにおいて1名または複数の講習生の責任を持つ場合には、事前にダイビング活動の計画、運営、及び管理、ファーストエイド（応急手当）、心肺蘇生、またダイバーレスキュー・テクニックの正式な訓練の修得が条件となる。有資格アシスタントは、また、指導機関が条件としている有資格アシスタント水準の知識があることを証明する筆記試験に合格しなくてはならない。（詳細はCカード協議会レクリエーション・ダイブ・スーパーバイザー認定基準を参照のこと）

限定水域

スイミング・プールと同様の条件を満たす水域。

エクスカッション・ダイブ（水中ツアー）

全てのオープンウォーター・トレーニングダイブの修了前に行う、正式な技能条件を課さないダイブ。

インストラクター

指導機関より現在資格と認可を受け、オープンウォーター・スクーバダイビングの講習を教え、またオープンウォーター認定証を申請する認可を受けている者。認可を受けるためにインストラクターは、認可を与える機関の毎年の更新条件を満たさなくてはならない。インストラクターは、また、講習準備、講義計画とその実演、プール／限定水域の技能及びオープンウォーター技能の講習方法の正式なトレーニング、加えて、有資格アシスタントのトレーニング条件を全て満たさなくてはならない（定義を参照のこと）。またインストラクターは、指導機関が定めているように、インストラクター水準の知識を習得している証明となる筆記試験に合格しなくてはならない（詳細はCカード協議会レクリエーション・スクーバ・インストラクター認定基準を参照のこと）。

必要最低限のダイビング講習システム

条項4.9に記載されている技能を行う際に装備するよ

う規定されている器材。

この器材に最低限含まれるものとして、フィン、マスク、スノーケル、タンク（シリンダー）、バルブ、低圧インフレーター付きのBCD（浮力調整具）、レギュレータ、バックアップ空気源（オクトパス／セーフセカンド／独立空気源システム）、残圧計、ウェイト及びベルト、保護スーツ（必要な場合）等がある。その他望ましい器材として（条件には含まれない）は、タイミング用具、水深計、コンパス／ディレクションモニターが含まれる。

オープンウォーター・コース

指導機関が発行するダイバー認定証を獲得するためのスクーバトレーニング講習である。

本基準の条件を満たす講習に合格することにより、エア、器材、その他のダイビングサービスの提供を受け、監督なしでレクリエーション・オープンウォーター・ダイビングに従事する資格が与えられる。但し条項3(1)が適用される場合を除く。

オープンウォーター・スクーバトレーニングダイブ

監督の下で行われる認定条件を満たすオープンウォーター・スクーバトレーニング体験。

トレーニングダイブには、条項4.9に概説され、また指導機関により規定されている講習が含まれていない。

各ダイブには最低条件として：(1) プリーフィング；(2) ダイビングの準備；(3) エントリー；(4) 深度5メートルから18メートルで最低15分；(5) エキジット；(6) デブリーフィング；(7) 講習生のログブックにダイブを記録する、を含めなくてはならない。

エア切れ緊急対策

エアが切れた場合にダイバーが水面まで浮上するための手順。

他から補助を得る手順に含まれる手段：バックアップ空気源；バディ・ブリージング；余剰エア供給（バディから供給される）独立手順に含まれる手段：緊急浮上；余剰エア供給

監督（プール／限定水域及びオープンウォーター）

条項5に概説されているように、以下の水準の監督が適用される。

直接的監督

講習生の技能の実践とダイビング活動を、インストラクターまたは有資格アシスタントが、自分の目で観察また評価する。直接的監督を行うには、認定条件となっている技能の実践を直接監視し評価しなくてはならない。直接的監督では、水中での技能の実践と評価を行っている間に水中で講習生に付き添わなくてはならない。

間接的監督

講習生の技能の実践とダイビング活動を包括的に管理

する、全体の様子を観察する、評価する、及び指示を与えることを意味する。インストラクター自身がトレーニング現場において講習生の援助ができる態勢を整えていなくてはならない。

3. 資格認定のための条件

オープンウォーター資格認定を受ける者は以下に示す最低条件を満たしていなければならない。

(1) 年齢

講習生は少なくとも満15歳であること；上限は定めない。最低年齢に達していないがオープンウォーター・スクーバの実践条件を満たしている場合は、特別認定資格を得ることが出来、それにより最低限オープンウォーター・スクーバ認定を受けている成人の監督下でダイビングをすることができる。

(2) 健康状態及び水に対する適応力評価

講習生は、指導機関が定める水に対する適応力評価が行えるように、基本的な水に対する適応能力をインストラクターに対して効果的に証明しなくてはならない。この水に対する適応力評価には次のa) またはb)が含まれていること。a) 水面距離180メートルの連続水泳と、マスク、フィン、スノーケル、またはその他の水泳補助具を使用せずに10分間の立ち泳ぎまたはフローティング（浮き身）すること；b) マスク、フィン、及びスノーケルを使用し270メートルを水泳し、またマスク、フィン、スノーケル、またはその他の水泳補助具を使用せずに10分間の立ち泳ぎ、あるいはフローティング（浮き身）すること。保護スーツを使用する場合には、水面で中性浮力がついていなくてはならない。

(3) 病歴／診断書

講習受講申請者は、水中活動を始める前に、指導機関の定める病歴／診断書を完全に記入しなくてはならない。また全ての規定に従った上で水中活動を継続すること。通常外の病歴を持つ申請者は、いかなる条件または制限に関わらず、水中活動を開始する前に、医師の免許を持つ医師により医学的にダイビングに適応できることを証明してもらわなければならない。いかなる場合においても、診断証明書の署名をする者が講習に参加している場合には、その診断証明書は受理されないものとする。

(4) リスクの認識及び予測

スクーバの潜在的リスクに関する情報を講習申請者に与えなくてはならない。また水中活動に参加する前に、講習申請者は、これらのリスクを認識し予測することを認める適切な書式に署名することに同意しなくてはならない。以下に挙げる事項に制限を受けることなく、これらの書式には：免責同意；責任放棄及び解除；免責誓約；リスクの引受；責任の制限；安全ダイビングの実施；安全基準；受講了解事項；その他を含めることができる。申請者が未成年者の場合には、適切な書式に親

または法的保護者の書名が義務づけられる。

(5) 知識

講習生は、口答及び筆記試験を受けて合格することにより、スクーバダイビングのオープンウォーター水準の知識があることを証明しなくてはならない。試験の記録文書は、該当インストラクターによりまたは施設で5年以上保管されなくてはならない。この試験は、指導機関の規定に従い講習で提示されるオープンウォーターの器材知識（条項4.2）、ダイビングの物理（条項4.3）、ダイビング関連医学的問題（条項4.4）、ダイブテーブルまたはダイブコンピュータの使用（条項4.5）、ダイビング環境（条項4.6）、一般的な情報（条項4.7）、プール／限定水域スクーバ技能（条項4.8）、及びオープンウォーター・スクーバ技能（条項4.9）をテストするものである。

(6) スクーバ技能

講習生は、インストラクターに対し、指導機関の規定に従い、また条項4.8及び4.9でそれぞれ網羅されているプール／限定水域及びオープンウォーター・スクーバ技能のスクーバ技能を十分に証明しなくてはならない。インストラクターは、指導機関の規定に従い、また条項5に記されているように、スクーバ技能を実践するうえで適切な水中訓練限界範囲を守らなくてはならない。

4. 必要最低限の講習内容

指導機関によって規定され、またこの項に記されているように、講習は、講習題目とスクーバ技能から構成されなくてはならない。

4.1 導入部

最初の学科講習の前ないしはその中で以下の情報を講習生に提供しなくてはならない。

- (1) 認定条件（条項3を参照）
- (2) クラス条件
 - (A) 費用
 - (B) 保険 任意／条件
 - (C) 契約同意書
- (3) 講習概要
 - (A) 内容
 - (B) 資格を得た後のダイビング活動の限界
- (4) 器材の条件
- (5) 講習手順

4.2 器材

器材の物理的な説明、作動原理、メンテナンス、使用方法に関するオープンウォーター水準の情報を習得していること。フェイスマスクに関しての副項目にある情報を、各器材の物理的説明、メンテナンス、及び適切な使用を網羅する際の、詳細な講習例として取り上げることが奨励される。その他の各項目に関する同様の詳細に関しては、指導機関が発行する詳細な講習概要を

参照のこと。

4.2.1 フェイスマスク

- (1) 物理的な説明／選択
 - (A) フィット感
 - (B) レンズ（処方／視力）
 - (C) マスク・スカート
 - (D) バンド
 - (E) ストラップ
 - (F) ロック装置
 - (G) 平衡装置
 - (H) パージ
 - (I) 形状／容積
- (2) メンテナンス
 - (A) 点検
 - (B) 清浄
 - (C) 保管
- (3) 使用
 - (A) 曇り止め
 - (B) 装着
 - (C) 密閉
 - (D) マスク・クリア
 - (E) 平衡

4.2.2 フィン

4.2.3 スノーケル

4.2.4 浮力コントロール装置／浮力調整器

4.2.5 保護スーツ／保護システム／環境スーツ

4.2.6 ウェイトとベルト／ウェイトシステム／バラストシステム

4.2.7 フロートとフラッグ

4.2.8 シリンダー／タンク

4.2.9 バルブ

4.2.10 レギュレータ／空気供給とサポートシステム

4.2.11 残圧計／エアモニター

4.2.12 バックアップエア源（オクトパス／セーフセカンド／余剰エアシステム／ポニーボトル、その他）

4.2.13 計時装置（時計／タイム・モニター）

4.2.14 コンパス／ディレクションモニター

4.2.15 深度計／デプスモニター

4.2.16 ダイブ・テーブル／またはダイブ・コンピュータ

4.2.17 ナイフ／ダイバー用ツール

4.2.18 個人用ダイビング・ログブック

4.2.19 ライト

4.2.20 緊急器材

- (a) 信号装置（音声と視覚）
- (b) ファーストエイドキット
- (c) 酸素キット

4.3 ダイビング物理

オープンウォーター水準の物理的原則に関する情報、及びダイビング活動と危険に対するその原則の適応。

- (1) 音
- (2) 光
- (3) 浮力

- (4) 圧力／気体の法則
- (5) 温度

4.4 ダイビングに関連する医学的問題

ダイビングの医学的問題の原因、症状、防止、ファーストエイド、及び治療に関するオープンウォーター水準の情報。

4.4.1 圧力の直接的な影響

- (1) 潜降（スクイズ／気圧外傷）
 - (A) 耳
 - (B) サイナス
 - (C) マスク
 - (D) 肺
 - (E) スーツ
 - (F) 歯
- (2) 浮上
 - (A) 気体の膨張（耳、サイナス、肺、胃、腸、歯）
 - (B) 肺の過剰圧迫／過膨張障害
 - (C) めまい

4.4.2 圧力の間接的な影響（生理面）

- (1) 減圧症
- (2) 窒素酔い
- (3) 二酸化炭素過多／過剰活動
- (4) 酸素中毒（ファーストエイドと治療についての討議は不必要）
- (5) ハイパーベンチレーション／浅い水深での一時的意識の喪失
- (6) 汚染エア

4.4.3 その他の危険要因

- (1) 疲労と消耗
- (2) ストレスとパニック
- (3) 自然への露出／低体温症／過熱状態
- (4) 不適切な換気
- (5) 頸動脈洞反射
- (6) 水中生物及び植物による外傷
- (7) 溺水／二次的溺水
- (8) 投薬、薬とアルコール
- (9) 精神的ストレス
- (10) パニック
- (11) 過信

4.5 減圧理論とダイブテーブル及び／またはダイブ・コンピュータの使用

1) 1回のみダイビング及び反復ダイビングの「減圧不要限界」を判断する能力、2) 減圧不要限界を超えることはオープンウォーター・ダイバー資格を逸脱する、3) 適切な計画を作成してダイビングを行うためのダイブ・テーブル及び／またはダイブ・コンピュータの使用法、4) その他関連する題目等に関するオープンウォーター・レベルの情報を得るために使用する。

4.6 ダイビング環境

ダイビング環境とそれが引き起こす可能性があるダイバーに与える影響の、地域的ないしは一般的な状況に

関するオープンウォーター・レベルの情報を意味する。

- (1) 水
 - (A) 水温／サーモクライン
 - (B) 透明度／透視度
 - (C) 水の動き（水面の波動、潮流、潮の干満、その他）
 - (D) 密度（淡水と海水）
- (2) 地形
 - (A) 水底
 - (B) 海岸線
- (3) 水棲生物
 - (A) 動物
 - (B) 植物
- (4) 天候
- (5) 未経験のダイビング環境についてのオリエンテーション
- (6) 環境保存と保護
- (7) 危険
 - (A) 水面での危険
 - (B) 一般の環境

4.7 全般的な情報

その他の題目に関するオープンウォーター・レベルの情報を指す。

- (1) ダイビング計画
 - (A) エア切れの状況や緊急事態の予防を強調した計画作成及び準備
 - (B) 緊急手順
 - (C) 事故の管理／予防
- (2) 水面下及び水面におけるコミュニケーション
- (3) ダイバー・アシスト（自分自身／バディ）
- (4) セーフティ・ストップを含む推奨されるダイビングの実施
- (5) ボート・ダイビング手順
- (6) 自己所有のダイビング・ログブックの正しい使用法
- (7) 地域のダイビング規則と条例

4.8 プール／限定水域／スクーバ技能

以下のスクーバ技能は、各技能をオープンウォーターで実践する前に、プール／限定水域で講習生に教えないてはならない。

- (1) ダイビング・システムの組み立てと取り外し
- (2) 器材点検（水際で）
- (3) エントリーとエキジット
- (4) 適切なウエイト調整
- (5) マウスピースのクリア／スノーケルとレギュレータ
- (6) 水面におけるレギュレータ／スノーケル交換
- (7) コントロールされた潜降と浮上
- (8) 水中移動
- (9) 脱着を含むマスク・クリア
- (10) 水中でのマスクの脱着の練習
- (11) バディ・システムのテクニック
- (12) 水面下及び水面における浮力コントロール
- (13) 水面下でのトラブル処理（レギュレータのリカバ

リー／回収、その他)

- (14) ダイビングシステムのフル装備での水面スノーケル移動
- (15) ウェイトシステムのクイック・リリース／緊急機能の水面作業
- (16) スクーバ・システムの水中脱着（推奨）
- (17) ウェイト／バラスト・システムの水中脱着（総合ウェイトシステムが装備されたスクーバユニットを着用している場合には、4.8.16の技能とともに実施してもよい。）
- (18) 少なくとも1種類の補助を得ての手順と1種類の独立的な手順を含めたエア切れ緊急手段
- (19) 器材の手入れとメンテナンス（水際で）

4.9 オープンウォーター・スクーバ技能

最低限の講習用スクーバダイビング装備を着用してオープンウォーターでダイビングを行っている間に、これらのオープンウォーター・スクーバ技能を実践しなくてはならない。

- (1) ダイビング・システムの組み立てと取り外し
- (2) 器材点検（水際で）
- (3) エントリーとエキジット
- (4) 適切なウェイト調整
- (5) マウスピースのクリア／スノーケルとレギュレータ
- (6) 水面におけるレギュレータ／スノーケル交換
- (7) コントロールされた潜降と浮上
- (8) 水中移動
- (9) マスク・クリア
- (10) バディ・システムのテクニック
- (11) 水面下及び水面における浮力コントロール
- (12) ダイバー・アシストのテクニック
- (13) ダイビングシステムのフル装備での水面スノーケル移動
- (14) ウェイト／バラスト・システムの脱着
- (15) スクーバ装備の脱着
- (16) エア切れ緊急手段
- (17) 器材の手入れとメンテナンス（水際で）
- (18) 水中ナビゲーション

5. 水中トレーニング範囲

条項1の「範囲及び目的」で規定されているように、インストラクターは、いかなる水中トレーニングの間も現場にいないてはならない。

5.1 プール／限定水域トレーニング範囲

講習生は、それぞれのスクーバ・スキルの初歩的なトレーニングをインストラクターの直接的監督下で受けなければならない。さらなるスキルのトレーニングは、有資格アシスタントの直接的監督下およびインストラクターの間接的監督下で行われてもよい。インストラクターが最終評価を行い、講習生のスキルが基準に達しているかどうかを判断する。

5.2 オープンウォータートレーニング範囲

認定を受ける講習生は、指導機関の規定に従い、またこの項に記されている手順に従って、最低4時間以上のオープンウォーター・トレーニングを修了しなければならない。全てのスクーバ・スキルは、満足な実施能力が証明されるまで、インストラクターの直接的な監督を受けなくてはならない。水中ナビゲーションは条項5.2.9で規定されるように、例外とする。

5.2.1

オープンウォーター講習を行う間にインストラクターが装備する必要最低限の器材とは、条項2の定義に記されている条件であり推奨される器材の「必要最低限のダイビング講習システム」及びダイビングナイフ／ダイバー用ツール（ダイビングサイトで法律または法規で禁止されている場合を除く）と緊急用シグナルである。ダイビング・フラッグ付きの水面サポートステーションの使用は、適切な場合には、強く推奨される。

5.2.2

水中でのトレーニングにおいて、インストラクター1名に対する講習生の最大数は、8名とする。加えて有資格アシスタント1名毎に2名の講習生を増やすことができ、インストラクター1名に対して講習生を最大12名まで増やすことができる。さらにアシスタントを増やすことはできるが、講習生を12名以上にするには各インストラクターの責任を大きくすることになり、増やすことができない。この比率を最大と考え、環境条件またはほかの要因が最適でない場合は、減らさなければならない。

5.2.3

オープンウォーター認定の前の全てのダイブは、昼間の時間帯※に水深5メートルから18メートルの間で行うこととする。水面に向かって直接、垂直に浮上することが不可能な状況でダイビングを行ってはならない。水中植物を頭上の妨害物と見なしてはならない。※ダイビングサイトに恒久的に設置された人工照明が昼光下でのダイビングをシミュレートするのに十分であり、指導機関が承認している場合を除く

5.2.4

講習にあてられた1日に4回以上のオープンウォーター・スクーバダイブを行ってはならない。この3回のダイブを、条件となっているトレーニングダイブと水中ツアードイブを加え合わせて行うこともできる。

5.2.5

いかなるオープンウォーター・スクーバトレーニングの間でも、講習生の水面移動とエキジットに付き添う目的で、有資格アシスタントに直接的監督責任を委任する選択肢がインストラクターに与えられている。

5.2.6

いかなるオープンウォーター・スクーバトレーニングの間でも、インストラクターが技能を実演している間は有資格アシスタントが講習生を一時的に直接監督することができる。

5.2.7

2回目およびそれ以降のオープンワータートレーニングダイブで講習生の技能実践能力に満足な評価が与えられた場合、インストラクターには、自らの間接的監督下で、講習生の水中ツアーに付き添う目的で、有資格アシスタントに直接的監督責任を委任できる選択肢が与えられている。最初のトレーニングダイブで技能実践能力に満足な評価を得るまでは、いかなるエクスカッション（遊覧）ダイブも、インストラクターの直接的監督の下で行い、水深が12メートルを超えてはならない。

5.2.8

講習生の水中ツアーの間に付き添う有資格アシスタント1名に対する最大講習生数は2名である。

5.2.9

水中ナビゲーション以外すべてのスクーバ技能が修了した後、インストラクター及び有資格アシスタントの両者の間接的な監督の下で、水中ナビゲーションの技能を4回目のダイブで行うことができる。4回目のダイブにおける講習生のその他全てのダイビング活動は、担当インストラクターあるいは有資格アシスタントのいずれかの直接的な監督の下で行わなくてはならない。

5.2.10

条件となっている4回のダイブを満足に修了した後、講習生の経験を広げる目的で、引き続きインストラクターの間接的な監督の下でダイブを行うことができる（条項2の定義参照）。

レクリエーション・ダイブ・スーパーバイザー資格認定のための最低指導基準

1. 範囲及び目的

この基準は、レクリエーション・ダイブ・スーパーバイザー（ダイブマスター、ダイブ・コントロール・スペシャリスト、ダイブコーディネーター等）訓練の、最低指導基準の条件を規定するものである。しかし、これらの条件を、いかなる条件下であれ、レクリエーション・ダイブ・スーパーバイザーにおける最高基準の訓練と規定するものとして考慮してはならない。実際は、これらの条件を超えて拡張された講習プログラムを奨励すべきである。

この基準の条件は、総合的な基準を意味してはいるが一般的な基準を指す。基準は最低限のダイブ・スーパーバイザー・トレーニングに不可欠な全ての範囲を示すものではあるが、各範囲が網羅する技能や情報を詳細に列挙するものではない。これらの事項は基準の中に明瞭に記載されており、指導機関は本基準を満たす詳細な講習概要を公布し、その中に特定のテクニックを含めなくてはならない。

略述されている情報カテゴリーが論理的な順列で記述されている様に見えるかもしれないが、概要を講習計画として検討してはならない。つまり、基準の中で情報が記述されている順序は構成上、論理にかなったものであるが、必ずしも教室での学科講習計画の順序を定めるものではない。同様に、本基準に述べられている条件は、特定の課題範囲に重点を置くよう示してはいないし、またこれらの課題の教え方を示してはいない。むしろ、レクリエーション・ダイブ・スーパーバイザー訓練の責任を担う指導機関が作成する講習概要、授業計画、およびその他の講習補助教材は、これらの基準に述べられている講習内容条件の順列を定める、また強調するためのガイドラインとして使用されなくてはならない。順序および強調点は指導機関によって決定され、また環境要因、インストラクターの特徴、またその他関連する事柄を考慮の上で決定されなくてはならない。

この基準の意図するところは、ダイブ・スーパーバイザーとして認可された訓練を個人に提供することにある。基準はレクリエーション・ダイバーの監督と訓練における補助をその範囲とする。有資格ダイブ・スーパーバイザーには以下の資格が与えられる。レクリエーション・スクーバダイバーの学科およびスクーバスキルの訓練にあたって有資格インストラクターを補助するためにこの基準で概説する知識とスキルを応用すること、所属する指導機関の規定に従って監督下でダイビング活動を行うことである。

2. 定義

認定証

これを持つ者がスクーバ・ダイブ・スーパーバイザー認定コースの必要条件をすべて満足に修了したことを示す修了証。この認定証は、持ち主のログブック／トレーニング報告書およびそれに相当する指導機関による文書に記録されているように、講習生が全講習条件を満足に修了した旨を確認した上で指導機関によって発行される。

現在の（ステータス）

ダイブ・スーパーバイザー認定証が発行される以前の、有効期限が切れていない認定証もしくは文書。

ダイバーレスキュー

指導機関による緊急時計画と事故管理についての潜水特別クラスのトレーニング。また、セルフエイド、セルフアシスト、バディエイド、バディアシスト、搜索、意識不明ダイバーの浮上と引き上げ、ダイバーの緊急時計画と事故管理手順の分野におけるオープンウォーター・トレーニング。

ダイブ・スーパーバイザー

指導機関により、レクリエーション・スクーバダイバーの指導においてインストラクターを補助し、決められたダイビング活動の監督を行う資格を現在与えられている者を指す。

事前にダイビング活動の計画、運営および管理、ファーストエイド（応急手当）、心肺蘇生、またダイバーレスキュー・テクニックの正式な訓練の修得が条件となる。ダイブ・スーパーバイザーはまた、指導機関が条件としている有資格ダイブ・スーパーバイザー水準の知識があることを証明する筆記試験に合格しなくてはならない。ダイブ・スーパーバイザーは認可を受けるため、認可を与える機関の更新条件を毎年、満たさなくてはならない。

ダイブ・スーパーバイザー・コース

指導機関が発行するダイブ・スーパーバイザー認定証を獲得するためのスクーバトレーニング講習。本基準の条件を満たす、または上回る講習に合格することにより、それぞれの指導機関の規定に従って、この基準で概説する知識とスキルを応用し有資格インストラクターが行う学科およびスクーバスキル講習を補助すること、またダイビング活動を監督する資格が与えられる。

必要最低限のダイブ・スーパーバイザー・ダイビング・システム

条項 5.4、5.5 および 5.6 に記載されている技能を行う際に装備するよう規定されている器材。

この器材に最低限含まれるものとして、フィン、マスク、スノーケル、タンク（シリンダー）、バルブ、低圧インフレーター付きのBCD（浮力調整具）、バックパック、レギュレータ、バックアップ空気源（オクト

パス／独立空気源システム）、残圧計、ウエイトおよびベルト、保護スーツ（必要な場合）、計時装置、水深計、ダイブナイフ（ダイビングスポットで法律または規制によって禁止されていない場合）、ダイブテーブル、コンパス／ディレクションモニター、緊急信号装置がある。

エア切れ緊急対策

エアが切れた場合にダイバーが水面まで浮上するための手順。

他から補助を得る手順に含まれる手段：バックアップ空気源；バディブリージング；余剰エア供給（バディから供給される）独立手順に含まれる手段：緊急浮上；余剰エア供給

3. 資格認定のための条件

ダイブ・スーパーバイザー・コースを受講するには、以下に示す最低条件を満たしていなければならない。

(1) 年齢

講習生は少なくとも満 18 歳であること；上限は定めがない。

(2) ダイビング経験

次に挙げる講習生のダイビング経験の、インストラクターによる評価。しかし以下に限定されるものではない。

1. ログ付けされたダイビング 20 本
2. 講習生個人のログブック／トレーニング記録もしくは同等の文書により文書化された、初級レベル認定以降のさらなる経験（例：アドヴァンスト、ナイト、ディープ、ナビゲーション、サーチ & リカバリー）の記録

(3) 必要最低限の講習生のダイビングシステム

講習生は「必要最低限のダイブ・スーパーバイザー・ダイビング・システム」を所有するものとする。

(4) 必要最低限の講習生の認定

講習生は必要条件を修了し、指導機関の規定により、オープンウォーターダイバー以上、アドヴァンスト・ダイバー水準の認定を修了しなければならない。

4. 資格認定のための条件

(1) 健康診断

講習生は水中活動を始める前に、1 年以内に資格を持つ医師による健康診断を受け、条件および制限なくダイビングを行う許可を得ていなければならない。署名している医師が参加している講習生本人である場合は、いかなる場合も医学的承認は受け入れられない。

(2) 健康状態および水に対する適応力評価

講習生は、指導機関が規定する水に対する適応力評価が行えるように、有資格インストラクターに対し、基本的な水に対する適応能力を効果的に証明しなくては

ならない。この水に対する適応力評価には次のテストが含まれていること。マスク、フィン、スノーケル、またはその他の水泳補助具を使用せずに水面距離 275 メートルもしくはそれ以上の連続水泳をすること（例外としてスイムゴーグルのような目の保護具は許可される）。

(3) リスクの認識および予測

スクーバの潜在的リスクに関する情報を講習申請者に与えなくてはならない。また水中活動に参加する前に、講習申請者は、これらのリスクを認識し予測することを認める適切な書式に署名することに同意しなくてはならない。以下に挙げる事項に制限を受けることなく、これらの書式には：免責同意；責任放棄および解除；免責誓約；リスクの引受；責任の制限；安全ダイビングの実施；安全基準；受講了解事項；その他を含めることができる。

(4) 知識

講習生はスクーバダイビングにおけるダイブ・スーパーバイザー水準の知識を筆記試験に合格することで示さなければならない。試験記録は指導機関によって永久に保管されるものとする。この試験では、器材の知識、ダイビング物理学、ダイビング生理学、ダイビングに関連した医学的問題、減圧理論、ダイブテーブル・ダイブコンピュータの使用法、ダイビング環境、グループ管理、事故管理、ダイブプランの立て方、ダイビング監督および訓練基準について、指導機関によって規定され、また条項 5.2 および 5.3 に記載されている内容がテストされる。

(5) スクーバ技能

講習生は、インストラクターに対し、指導機関の規定に従い、また条項 5.4、5.5 および 5.6 でそれぞれ網羅されているプール／限定水域およびオープンウォーターのダイブ・スーパーバイザー水準のスクーバ技能を十分に証明しなくてはならない。

(6) CPR

講習生は指導機関の規定に従い、認定の時点で最新の CPR トレーニングを修了していなければならない。CPR はダイブ・スーパーバイザー・コース中に教えられることもあるが、計 40 時間のトレーニング時間には含まれないかもしれない。

(7) ファーストエイド

講習生は指導機関の規定に従い、認定の時点で最新のファーストエイドトレーニングを修了していなければならない。ファーストエイドはダイブ・スーパーバイザー・コース中に教えられることもあるが、計 40 時間のトレーニング時間には含まれないかもしれない。

(8) ダイバーレスキュー

講習生は指導機関の規定に従い、また条項 5.6 に記載

されているダイバーレスキュースキル・トレーニングを修了していなければならない。講習生は、有資格インストラクターに対し、指導機関の規定に従い、最低 1 回以上、完全なレスキュー技能を十分に証明しなくてはならない。ダイバーレスキューはダイブ・スーパーバイザー・コース中に教えられることもあり、計 40 時間のトレーニング時間に考慮されることがある。

(9) 実際の運用

講習生は指導機関の規定に従い、ダイビング活動の計画、運営および管理を行い、有資格インストラクターに対し、ダイバーに起こる問題を水中でも水中以外でも解決できる能力を十分に証明しなければならない。

(10) ダイビング経験

認定の時点で、講習生は最低 40 本以上のログ付けされたダイビング経験がなくてはならない。講習生は最低 40 時間以上の専門トレーニング／評価を修了しなければならない。このトレーニング／評価のうち、最低 30 時間は有資格インストラクターの監視下で行い、5.2 に記載されている題目を含まなければならない。その他の時間は 5.3、5.4 および 5.6 に記載されているトレーニングを含むこととするが、それに限定されるものではない。

5. 必要最低限の講習内容

指導機関によって規定され、またこの項に記載されるように、講習は、講習題目とスクーバ技能から構成されなくてはならない。

5.1 導入部

最初の学科講習の前ないしはその中で以下の情報を講習生に提供しなくてはならない。

- (1) 認定条件（条項 3、4 を参照）
- (2) 講習概要
 - (A) 内容
 - (B) 資格を得た後のダイビング活動の限界
- (3) 器材の条件
- (4) 講習手順

5.2 コースで扱う題目

講習生は有資格インストラクターの監督下でトレーニングを修了するものとする。トレーニングには指導機関によって規定された題目、またこの項に記載されている題目を含むものとする。

- (1) ダイビング管理、ダイビング活動における準備、計画、コントロール
- (2) プール／限定水域、オープンウォーターの手順
- (3) プール／限定水域、オープンウォーターでの問題解決
- (4) 最低 5 回以上の適切なダイビング管理、ダイビング活動の実施
- (5) 指導機関のトレーニング基準
- (6) 指導機関におけるダイブ・スーパーバイザー認定

条件

- (7) レクリエーション・ダイブ・スーパーバイザーの職業上また倫理上の責任
- (8) 器材、ダイビング物理学、ダイビング生理学、ダイビングに関連した医学的問題、減圧理論、ダイブテーブルおよびダイブコンピュータの使用法、ダイビング環境のダイブ・スーパーバイザ水準の知識

5.3 知識の進歩

講習生は有資格インストラクターに対し、指導機関の規定によって、この項に記載されている題目から、ダイビング管理における計画およびコントロール、認定に必要な知識を証明しなくてはならない。

- (1) 器材
- (2) ダイビング物理学
- (3) ダイビングに関連した医学的問題
- (4) ダイブテーブルおよびダイブコンピュータの使用法
- (5) ダイビング環境
- (6) ダイブプラン
 - (a) 計画と準備（エア切れと緊急事態の予防に重点を置く）
 - (b) 緊急時の手順
 - (c) 事故管理／予防
- (7) コミュニケーション（水中／水面）
- (8) ダイバー補助
- (9) 推奨される安全なダイビング習慣
- (10) ボートダイビング手順
- (11) ナイトダイビング手順

5.4 プール／限定水域スクーバスキル

講習生は、有資格インストラクターに対し、指導機関の規定に従い、この項に記載されているパーソナル・スクーバスキルを証明しなければならない。また、講習生は、講習の準備および計画（ブリーフィング、デブリーフィングを含む）、グループ管理と監督、問題の認識および解決について、指導機関の規定に従い、この項に記載されている項目から最低1項目以上のプール／限定水域でのダイビング活動を実演しなければならない。

- (1) ダイビングシステムの組み立てと分解（水際で）
- (2) 器材点検（水際で）
- (3) エントリーとエグジット
- (4) 適性ウエイト
- (5) マウスピースクリア（スノーケル／レギュレータ）
- (6) レギュレータクリア
- (7) 安全な潜降と浮上
- (8) 水中遊泳
- (9) マスククリア（マスクの脱着を含む）
- (10) 水中エクササイズ（マスクあり／なし）
- (11) バディシステム・テクニク
- (12) 浮力調整（水中／水面）
- (13) 水中での問題解決（レギュレータ・リカバリー等）
- (14) ダイビングシステムをすべて装着しての水面で

のスノーケル・スイミング

- (15) ウエイトシステムのクイックリリース／緊急時機能の水面での操作、水中でのウエイトシステム／ベルトの再脱着（統合式ウエイトシステムのスクーバユニットを装着している場合、5.4.16と共に行われることがある）
- (16) スクーバシステムの再脱着
- (17) エア切れ緊急対策
- (18) 器材の手入れとメンテナンス（水際で）

5.5 オープンウォーター・スクーバスキル

講習生は、有資格インストラクターに対し、講習の準備および計画（ブリーフィング、デブリーフィングを含む）、グループ管理と監督、問題解決について、指導機関の規定に従い、この項に記載されている項目から最低3項目以上のオープンウォーターでのダイビング活動を実演しなければならない。そのうち1項目は指導機関の規定により、問題の認識と解決を含んでいなければならない。

- (1) ダイビングシステムの組み立てと分解（水際で）
- (2) 器材点検（水際で）
- (3) エントリーとエグジット
- (4) 適性ウエイト
- (5) マウスピースクリア（スノーケル／レギュレータ）
- (6) レギュレータクリア
- (7) 安全な潜降と浮上
- (8) 水中遊泳
- (9) マスククリア（マスクの脱着を含む）
- (10) 水中エクササイズ（マスクあり／なし）
- (11) バディシステム・テクニク
- (12) 浮力調整（水中／水面）
- (13) 水中での問題解決（レギュレータ・リカバリー等）
- (14) ダイビングシステムをすべて装着しての水面でのスノーケル・スイミング
- (15) ウエイトシステムのクイックリリース／緊急時機能の水面での操作、水中でのウエイトシステム／ベルトの再脱着（統合式ウエイトシステムのスクーバユニットを装着している場合、5.4.16と共に行われることがある）
- (16) スクーバシステムの再脱着
- (17) エア切れ緊急対策
- (18) 器材の手入れとメンテナンス（水際で）
- (19) 水中ナビゲーション

5.6 レスキュー

講習生は、指導機関の規定に従い、有資格インストラクターに対し、最低1回以上、完全なオープンウォーター・レスキューを実演しなければならない。

レクリエーション・アシスタント・スクーバ・インストラクター資格認定のための最低指導基準

1. 範囲及び目的

アシスタント・スクーバ・インストラクター・コースは、ダイブ・スーパーバイザーの必要条件を満たし、指導助手としてさらなるトレーニングを積んだ人材を育成する。アシスタント・スクーバ・インストラクター・コースは、ダイブ・スーパーバイザー・トレーニングで確立されるバックグラウンドを基にしている。アシスタント・スクーバ・インストラクター・コース講習生は、実習（インターンシップ: 実際に講習生を教える実務経験）、または実習型訓練（実際の訓練状況を演じるように構成される）を通して、有資格スクーバ・インストラクターの監督下で学ぶ。

この基準は、レクリエーション・アシスタント・スクーバ・インストラクター講習の、最低指導基準の条件を規定するものである。これらの条件は、レクリエーション・アシスタント・スクーバ・インストラクター講習の最高基準の訓練と規定するものではない。これらの条件を超えて拡張された講習プログラムを奨励すべきである。この基準の条件は、総合的な基準を意味してはいるが一般的な基準を指す。つまり、基準はアシスタント・スクーバ・インストラクター講習に不可欠な全ての範囲を示すものではあるが、各範囲が網羅する技能や情報を詳細に列挙するものではない。これらの事項は基準の中に明瞭に記載されており、指導機関は本基準を満たす詳細な講習概要を公布し、その中に特定のテクニックを含めなくてはならない。

略述されている情報カテゴリーが論理的な順列で記述されている様に見えるかもしれないが、概要を講習計画として検討してはならない。つまり、基準の中で情報が記述されている順序は構成上、論理にかなったものであるが、必ずしも教室での学科講習計画の順序を定めるものではない。同様に、本基準に述べられている条件は、特定の課題範囲に重点を置くよう示してはいないし、またこれらの課題の教え方を示してはいない。むしろ、レクリエーション・アシスタント・スクーバ・インストラクター・トレーニングの責任を担う指導機関が作成する講習概要、授業計画、およびその他の講習補助教材は、これらの基準に述べられている講習内容条件の順列を定める、また強調するためのガイドラインとして使用されなくてはならない。順序および強調点は、指導機関によって決定され、また環境要因、インストラクターの特徴、またその他関連する事柄を考慮の上で決定されなくてはならない。

この基準の意図するところは、アシスタント・スクーバ・インストラクターとして認可された訓練を個人に提供することにある。基準はレクリエーション・ダイバーの監督、訓練、訓練における補助をその範囲と

する。認定されたアシスタント・スクーバ・インストラクターには以下の資格が与えられる。レクリエーション・スクーバダイバーの学科およびスクーバスキルの訓練にあたって有資格インストラクターを補助するためにこの基準で概説する知識とスキルを応用すること、一部限定または特化した訓練を行い、それぞれの指導機関の規定に従いその訓練の認定証を発行すること、監督下でダイビング活動を行うことである。アシスタント・スクーバ・インストラクターは、それぞれの指導機関が定める任務を行うことができる。

2. 定義

認定証

これを持つ者がアシスタント・スクーバ・インストラクター認定コースの必要条件をすべて満足に修了したことを示す修了証。この認定証は、持ち主のログブック／トレーニング報告書およびそれに相当する指導機関による文書に記録されているように、講習生が全講習条件を満足に修了した旨を確認した上で指導機関によって発行される。

現在の（ステイタス）

アシスタント・スクーバ・インストラクター認定証が発行される以前の、有効期限が切れていない認定証もしくは文書。

ダイバーレスキュー

指導機関による緊急時計画と事故管理についての潜水特別クラスのトレーニング。また、セルフエイド、セルフアシスト、バディエイド、バディアシスト、搜索、意識不明ダイバーの浮上と引き上げ、ダイバーの緊急時計画と事故管理手順の分野におけるオープンウォーター・トレーニング。

アシスタント・スクーバ・インストラクター

指導機関により、レクリエーションダイバーへの指導においてインストラクターを補助する資格を現在与えられている者を指す。有資格スクーバインストラクターの指示の下でスクーバの使用について一部のトレーニングを行い、単独で指導機関が定めた一部のトレーニングを行い、指導機関が定めた監視下でのダイビング活動を行う。

アシスタント・スクーバ・インストラクター・コース

指導機関が発行するアシスタント・スクーバ・インストラクター認定証を獲得するためのスクーバトレーニング講習。本基準の条件を満たす、または上回る講習に合格することにより、それぞれの指導機関の規定に従って、ダイビング活動を指導すること、この基準で概説する知識とスキルを応用し有資格インストラクターが行う学科およびスクーバスキル講習を補助すること、また単独で有資格ダイバーに一部限定したトレーニングを行う資格が与えられる。

必要最低限のアシスタント・スクーバ・インストラクター・ダイビング・システム

条項 5.4 および 5.5 に記載されている技能を行う際に装備するよう規定されている器材。

この器材に最低限含まれるものとして、フィン、マスク、スノーケル、タンク（シリンダー）、バルブ、低圧インフレーター付きのBCD（浮力調整具）、バックパック、レギュレータ、バックアップ空気源（オクトパス／独立空気源システム）、残圧計、ウエイトおよびベルト、保護スーツ（必要な場合）、計時装置、水深計、ダイブナイフ（ダイビングスポットで法律または規制によって禁止されていない場合）、ダイブテーブル、コンパス／ディレクションモニター、緊急信号装置がある。

限定プレゼンテーション

監督下の教育実務研修、または講習生に教育経験を与えるために構成された実践的トレーニング。教育の担当範囲は、複雑でない題目、プール／限定水域、オープンウォーターの簡単なスキルに限定される。限定プレゼンテーションは、インストラクターの直接的監督下で行われる。インストラクターは、講習生による誤りがあった場合、生徒に講習生のプレゼンテーションを要約して伝えることで修正する。また講習生には後で個人的にそのプレゼンテーションを評価し、改善のためのアドバイスを与えなければならない。

直接的監督

講習生の技能の実践とダイビング活動を、インストラクターが、自分の目で観察または評価する。直接的監督を行うには、認定条件となっている技能の実践を直接監視し評価しなくてはならない。直接的監督では、水中での技能の実践と評価を行っている間に水中で講習生に付き添わなくてはならない。

エア切れ緊急対策

エアが切れた場合にダイバーが水面まで浮上するための手順。

他から補助を得る手順に含まれる手段：バックアップ空気源；バディブリージング；余剰エア供給（バディから供給される）独立手順に含まれる手段：緊急浮上；余剰エア供給

3. 必要条件

アシスタント・スクーバ・インストラクター・コースを受講するには、以下に示す最低条件を満たしていなければならない。

(1) 年齢

講習生は少なくとも満 18 歳であること；上限は定めない。

(2) ダイビング経験

次に挙げる講習生のダイビング経験の、インストラク

ターによる評価。しかし以下に限定されるものではない。

1. ログ付けされたダイビング 40 本
2. 講習生個人のログブック／トレーニング記録もしくは同等の文書により文書化された、初級レベル認定以降のさらなる経験（例：アドヴァンス、ナイト、ディープ、ナビゲーション、サーチ & リカバリー）の記録

(3) 必要最低限の講習生のダイビングシステム

講習生は「必要最低限のアシスタント・スクーバ・インストラクター・ダイビング・システム」を所有するものとする。

(4) 必要最低限の講習生の認定

講習生は必要条件を修了し、ダイブ・スーパーバイザー水準に認定されるか、指導機関の定めるところにより、アシスタント・スクーバ・インストラクター・コース中に必要なダイブ・スーパーバイザー・トレーニングを修了しなければならない。

4. 資格認定のための条件

(1) 健康診断

講習生は水中活動を始める前に、1 年以内に資格を持つ医師による健康診断を受け、条件および制限なくダイビングを行う許可を得ていなければならない。署名している医師が参加している講習生本人である場合は、いかなるときも医学的承認は受け入れられない。

(2) リスクの認識および予測

スクーバの潜在的リスクに関する情報を講習申請者に与えなくてはならない。また水中活動に参加する前に、講習申請者は、これらのリスクを認識し予測することを認める適切な書式に署名することに同意しなくてはならない。以下に挙げる事項に制限を受けることなく、これらの書式には：免責同意；責任放棄および解除；免責誓約；リスクの引受；責任の制限；安全ダイビングの実施；安全基準；受講了解事項；その他を含めることができる。

(3) 知識と実践

講習生はオープンウォーターダイバー・スクーバダイビングコースの学科講習、プール／限定水域講習、オープンウォーター講習すべてにおいて、または学科講習、プール／限定水域講習、オープンウォーター講習の完全な模擬訓練実習において、最低 1 回以上、有資格インストラクターの補助をしなければならない。

(4) 指導プレゼンテーション

講習生は最低 1 回以上、完全なオープンウォーターダイバー・スクーバダイビングコースにおいて、学科講習、プール／限定水域講習、オープンウォーター講習でそれぞれ 1 回（合計 3 回）以上の一部限定されたプレゼンテーションを行うこととする。ダイブ・スーパーバイザー・プログラムの一部として行われた指導プレ

ゼンテーションはそのうちには数えられない。

(5) CPR

認定の時点で、講習生は指導機関の規定により、最新のCPRトレーニングを修了していなければならない。CPRはアシスタント・スクーバ・インストラクター・コース中に教えられることもあるが、計70時間のトレーニング時間には含まれないかもしれない。

(6) ファーストエイド

認定の時点で、講習生は指導機関の規定により、最新のファーストエイドトレーニングを修了していなければならない。ファーストエイドはアシスタント・スクーバ・インストラクター・コース中に教えられることもあるが、計70時間のトレーニング時間には含まれないこともある。

(7) ダイバーレスキュー

講習生は指導機関の規定により、ダイバーレスキュースキル・トレーニングを修了していなければならない。

(8) トレーニング時間

講習生は、最低70時間の参加／トレーニング／評価(30時間未満のダイブ・スーパーバイザー・トレーニングを含む)を修了していなければならない。

(9) ダイビング経験

認定の時点で、講習生は最低60本の証明可能なログ付けされたオープンウォーター・ダイビング経験がなければならない。

(10) 記録

アシスタント・スクーバ・インストラクターの記録は指導機関で保管されなければならない。

5. 必要最低限の講習内容

指導機関によって規定され、またこの項に記載されているように、講習は、講習題目とスクーバ技能から構成されなくてはならない。

5.1 導入部

最初の学科講習の前ないしはその中で以下の情報を講習生に提供しなくてはならない。

- (1) 認定条件 (条項3、4を参照)
- (2) 講習概要
 - (A) 内容
 - (B) 資格を得た後のダイビング活動の限界
- (3) 器材の条件
- (4) 講習手順

5.2 コースで扱う題目

講習生は有資格インストラクターの監督下でトレーニングを修了するものとする。トレーニングには指導機関によって規定された題目、またこの項に記載されて

いる題目を含むものとする。

- (1) ダイビング管理、ダイビング活動における準備、計画、コントロール
- (2) プール／限定水域、オープンウォーターの手順
- (3) オープンウォーターダイバー・トレーニング補助の実地体験
- (4) 一部に限定された内容を指導すること
- (5) プール／限定水域、オープンウォーターでの問題解決
- (6) 指導機関のトレーニング基準
- (7) 指導機関におけるアシスタント・スクーバ・インストラクター認定条件
- (8) レクリエーション・アシスタント・スクーバ・インストラクターの職業上また倫理上の責任
- (9) 第4項に概説される知識

5.3 学科講習

指導機関によって規定され、またこの項に記載されているように、講習は、講習題目とスクーバ技能から構成されなくてはならない。このトレーニングは完全なオープンウォーターダイバー・スクーバコースの学科講習中もしくは模擬クラスでの実際の練習を通じて行うこととする。

- (1) 観察／監督
- (2) 補助
- (3) 限定されたプレゼンテーションを1つ指導すること (講義)

5.4 プール／限定水域スクーバスキル

講習生は指導機関によって規定され、またこの項に記載されているように、プール／限定水域トレーニングを修了しなければならない。このトレーニングは完全なオープンウォーターダイバー・スクーバコースのプール／限定水域講習中もしくは模擬クラスでの実際の練習を通じて行うこととする。

- (1) 観察／監督
- (2) 補助
- (3) 限定されたプレゼンテーションを1つ指導すること (プール／限定水域)

5.5 オープンウォーター・スクーバスキル

講習生は指導機関によって規定され、またこの項に記載されているように、オープンウォーター・トレーニングを修了しなければならない。このトレーニングは完全なオープンウォーターダイバー・スクーバコースのオープンウォーター講習中もしくは模擬クラスでの実際の練習を通じて行うこととする。

- (1) 観察／監督
- (2) 補助
- (3) 限定されたプレゼンテーションを1つ指導すること (プール／限定水域)

レクリエーション・スクーバ・インストラクター資格認定のための最低指導基準

1. 範囲及び目的

この基準は、レクリエーション・スクーバ・インストラクター訓練の、最低指導基準の条件を規定するものである。しかし、これらの条件を、いかなる条件下であれ、レクリエーション・スクーバ・インストラクターにおける最高基準の訓練と規定するものとして考慮してはならない。実際は、これらの条件を越えて拡張された講習プログラムを奨励すべきである。

この基準の条件は、総合的な基準を意味してはいるが一般的な基準を指す。基準は最低限のインストラクター・トレーニングに不可欠な全ての範囲を示すものではあるが、各範囲が網羅する技能や情報を詳細に列挙するものではない。これらの事項は基準の中に明瞭に記載されており、指導機関は本基準を満たす詳細な講習概要を公布し、その中に特定のテクニックを含めなくてはならない。

略述されている情報カテゴリーが論理的な順列で記述されている様に見えるかもしれないが、概要を講習計画として検討してはならない。つまり、基準の中で情報が記述されている順序は構成上、論理にかなったものであるが、必ずしも教室での学科講習計画の順序を定めるものではない。同様に、本基準に述べられている条件は、特定の課題範囲に重点を置くよう示してはいないし、またこれらの課題の教え方を示してはいない。むしろ、レクリエーション・スクーバ・インストラクター訓練の責任を担う指導機関が作成する講習概要、授業計画、およびその他の講習補助教材は、これらの基準に述べられている講習内容条件の順列を定める、また強調するためのガイドラインとして使用されなくてはならない。順序および強調点は指導機関によって決定され、また環境要因、インストラクターの特徴、またその他関連する事柄を考慮の上で決定されなくてはならない。

インストラクター認定は、有資格インストラクターが、レクリエーション・スクーバ・ダイバーの訓練と認定に従事できる資格を与えるものである。該当者がレクリエーション・スクーバ・ダイバー訓練の基礎において認可された訓練を受けられるようにすることが、この基準の意図するところである。有資格インストラクターは、学科講習とスクーバスキル訓練を行い、指導機関を通してレクリエーションダイバーを認定するために、本基準で述べられている知識と技能を適用できる資格を有する。

2. 定義

認定証

これを持つ者がレクリエーション・スクーバ・インストラクター認定コースの必要条件をすべて満足に修

了したことを示す修了証。この認定証は、持ち主のログブック／トレーニング報告書およびそれに相当する指導機関による文書記録とともに、講習生が全講習条件を満足に修了したとするインストラクター／エヴァリュエーターからの確認書が受理された時点で指導機関によって発行される。

現在の（ステータス）

レクリエーション・スクーバ・インストラクター認定証が発行される以前の、有効期限が切れていない認定証もしくは文書。

ダイブ・スーパーバイザー

指導機関により、レクリエーション・スクーバダイバーの指導においてインストラクターを補助し、決められたダイビング活動の監督を行う資格を現在与えられている者を指す。

事前にダイビング活動の計画、運営および管理、ファーストエイド（応急手当）、心肺蘇生、またダイバーレスキュー・テクニックの正式な訓練の修得が条件となる。ダイブ・スーパーバイザーはまた、指導機関が条件としている有資格ダイブ・スーパーバイザー水準の知識があることを証明する筆記試験に合格しなくてはならない。ダイブ・スーパーバイザーは認可を受けるため、認可を与える機関の更新条件を毎年、満たさなくてはならない。（詳細はCカード協議会ダイブ・スーパーバイザー認定基準を参照のこと）

ダイバーレスキュー

指導機関による緊急時計画と事故管理についての潜水特別クラスのトレーニング。また、セルフエイド、セルフアシスト、バディエイド、バディアシスト、搜索、意識不明ダイバーの浮上と引き上げ、ダイバーの緊急時計画と事故管理手順の分野におけるオープンウォーター・トレーニング。

インストラクター

指導機関より現在資格と認可を受け、レクリエーション・スクーバダイビングの講習を教え、またレクリエーション・スクーバダイビングの認定証を申請する認可を受けている者。

インストラクターは認可を受けるため、認可を与える機関の更新条件を毎年、満たさなくてはならない。

インストラクター・コース

指導機関が発行するインストラクター認定証を獲得するためのインストラクター講習。本基準の条件を満たす、または上回る講習に合格することにより、学科講習とスクーバスキル訓練を行い、指導機関を通してレクリエーションダイバーを認定するために、本基準で述べられている知識と技能を適用できる資格が与えられる。

必要最低限のインストラクター・ダイビング・システム

条項 4.7、4.8、5.4、5.5 および 5.6 に記載されている技能を行う際に装備するよう規定されている器材。

この器材に最低限含まれるものとして、フィン、マスク、スノーケル、タンク（シリンダー）、バルブ、低圧インフレーター付きのBCD（浮力調整具）、バックパック、レギュレータ、バックアップ空気源（オクトパス／独立空気源システム）、残圧計、ウエイトおよびベルト、保護スーツ（必要な場合）、計時装置、水深計、ダイブナイフ（ダイビングスポットで法律または規制によって禁止されていない場合）、ダイブテーブル、コンパス／ディレクションモニター、緊急信号装置がある。

エア切れ緊急対策

エアが切れた場合にダイバーが水面まで浮上するための手順。

他から補助を得る手順に含まれる手段：バックアップ空気源；バディブリージング；余剰エア供給（バディから供給される）独立手順に含まれる手段：緊急浮上；余剰エア供給

3. 必要条件

インストラクター・コースを受講するには、以下に示す最低条件を満たしていなければならない。

(1) 年齢

講習生は少なくとも満 18 歳であること；上限は定めない。

(2) ダイビング経験

次に挙げる講習生のダイビング経験の、インストラクターによる評価。しかし以下に限定されるものではない。

1. 最低 6 カ月以上のダイビング経験
2. ログ付けされたダイビング 60 本
3. 講習生個人のログブック／トレーニング記録もしくは同等の文書により文書化された、初級レベル認定以降の幅広い経験（例：アドヴァンス、ナイト、ディープ、ナビゲーション、サーチ & リカバリー）の記録

(3) 必要最低限のインストラクター講習生のダイビングシステム

講習生は「必要最低限のインストラクター講習生のダイビングシステム」を所有するものとする。

(4) 必要最低限の講習生の認定

講習生は必要条件を修了し、ダイブ・スーパーバイザー水準に認定されるか、指導機関の規定により、インストラクター・コース中に必要なダイブ・スーパーバイザー・トレーニングを修了しなければならない。

4. 資格認定のための条件**(1) 健康診断**

講習生は水中活動を始める前に、1 年以内に資格を持

つ医師による健康診断を受け、条件および制限なくダイビングを行う許可を得ていなければならない。署名している医師が参加している講習生本人である場合は、いかなる場合も医学的承認は受け入れられない。

(2) 健康状態および水に対する適応力評価

講習生は水中活動を始める前に、1 年以内に資格を持つ医師による健康診断を受け、条件および制限なくダイビングを行う許可を得ていなければならない。署名している医師が参加している講習生本人である場合は、いかなる場合も医学的承認は受け入れられない。

(3) リスクの認識および予測

スクーバの潜在的リスクに関する情報を講習申請者に与えなくてはならない。また水中活動に参加する前に、講習申請者は、これらのリスクを認識し予測することを認める適切な書式に署名することに同意しなくてはならない。以下に挙げる事項に制限を受けることなく、これらの書式には：免責同意；責任放棄および解除；免責誓約；リスクの引受；責任の制限；安全ダイビングの実施；安全基準；受講了解事項；その他を含めることができる。

(4) 知識

講習生はスクーバダイビングにおけるインストラクター水準の知識を筆記試験に合格することで示さなければならない。試験記録は指導機関によって永久に保管されるものとする。この試験では、器材の知識、ダイビング物理学、ダイビング生理学、ダイビングに関連した医学的問題、減圧理論、ダイブテーブル・ダイブコンピュータの使用法、ダイビング環境および訓練基準について、指導機関によって規定され、また条項 5.2 に記載されている内容がテストされる。

(5) スクーバ技能

講習生は、インストラクタートレーナー／エヴァリュエーターに対し、指導機関の規定に従い、また条項 5.4 および 5.5 でそれぞれ網羅されているプール／限定水域およびオープンウォーターのインストラクター水準のスクーバ技能を十分に証明しなくてはならない。

(6) CPR

認定の時点で、講習生は指導機関の規定に従い、最新の CPR トレーニングを修了していなければならない。CPR はインストラクター・コース中に教えられることもあるが、計 100 時間のトレーニング時間には含まれないかもしれない。

(7) ファーストエイド

認定の時点で、講習生は指導機関の規定に従い、最新のファーストエイドトレーニングを修了していなければならない。その地域の法律で禁止されない限り、講習生はダイビングにおける緊急時に緊急酸素を実際に使用することができなければならない。ファーストエ

イドはインストラクター・コース中に教えられることもあるが、計100時間のトレーニング時間には含まれないかもしれない。

(8) ダイバーレスキュー

講習生は指導機関の規定に従い、また条項5.6に記載されているダイバーレスキュースキル・トレーニングを修了していなければならない。講習生は、インストラクタートレーナー／エヴァリュエーターに対し、指導機関の規定に従い、最低1回以上、完全なオープンウォーター・レスキュー技能を十分に証明しなくてはならない。ダイバーレスキューはインストラクター・コース中に教えられることもあり、計100時間のトレーニング時間に考慮されることがある。

(9) ダイブ・スーパーバイザー

講習生は指導機関の規定に従い、グループ管理およびダイバー活動の監督についてのトレーニングを修了していなければならない。ダイブ・スーパーバイザーはインストラクター・コース中に教えられることもあり、計100時間のトレーニング時間に考慮されることがある。

(10) 指導プレゼンテーション・トレーニング

講習生は指導機関の規定に従い、また条項5.3、5.4および5.5に記載されている講習準備、講義の計画と実施、プール／限定水域およびオープンウォーター・スクーバ技能の指導プレゼンテーションの訓練を修了していなければならない。

(11) トレーニング時間

講習生は、最低100時間の専門トレーニング／評価を修了していなければならない。トレーニング時間のうち最低50時間はインストラクタートレーナー／エヴァリュエーターの監視下で行い、条項5の項目が含まなければならない。その他の時間は条項4(8)および4(9)を含まなければならないが、これに限定されるものではない。

(12) ダイビング経験

認定の時点で、講習生は最低100本以上のログ付けされたダイビング経験がなくてはならない。

5. 必要最低限の講習内容

指導機関によって規定され、またこの項に記載されているように、講習は、講習題目とスクーバ技能から構成されなくてはならない。

5.1 導入部

最初の学科講習の前ないしはその中で以下の情報を講習生に提供しなくてはならない。

- (1) 認定条件 (条項3、4を参照)
- (2) 講習概要
 - (A) 内容
 - (B) 資格を得た後のダイビング活動の限界

(3) 器材の条件

(4) 講習手順

5.2 コースで扱う題目

講習生は有資格インストラクター／エヴァリュエーターの監督下でトレーニングを修了するものとする。トレーニングには指導機関によって定められた題目、またこの項に記載されている題目を含むものとする。

- (1) 講義の準備、計画および進め方
- (2) プール／限定水域、オープンウォーターの手順
- (3) プール／限定水域、オープンウォーターでの問題解決
- (4) 指導機関のトレーニング基準
- (5) 指導機関におけるダイバー認定条件
- (6) レクリエーション・スクーバ・インストラクターの職業上また倫理上の責任
- (7) 器材の知識、ダイビング物理学、ダイビング生理学、ダイビングに関連した医学的問題、減圧理論、ダイブテーブル・ダイブコンピュータの使用法、ダイビング環境に関するインストラクター水準の知識
- (8) スクーバダイビング・サービスに関連する地域法または規制
- (9) ダイビングスポットの選択

5.3 講習生による講習プレゼンテーション

講習生は、インストラクタートレーナー／エヴァリュエーターに対し、指導機関の規定に従い、指導機関の教材に記載されている項目から最低3項目以上、講義の準備、計画および進め方について、指導プレゼンテーションを行わなければならない。

以下の題目が推奨される。

- (1) 器材
- (2) ダイビング物理学
- (3) ダイビングに関連した医学的問題
- (4) ダイブテーブルの使用法
- (5) ダイビング環境
- (6) ダイブプラン
 - (a) 計画と準備 (エア切れと緊急事態の予防に重点を置く)
 - (b) 緊急時手順
 - (c) 事故管理／予防
- (7) コミュニケーション (水中／水面)
- (8) ダイバー補助 (セルフ／バディ)
- (9) 推奨されるダイビング習慣 (安全停止等)
- (10) ボートダイビングの手順

5.4 プール／限定水域スクーバスキル

講習生は、有資格インストラクタートレーナー／エヴァリュエーターに対し、指導機関の規定に従い、この項に記載されているパーソナル・スクーバスキルを証明しなければならない。また、講習生は、講習の準備、計画および進め方 (ブリーフィング、デブリーフィングを含む)、グループ管理と監督、問題解決について、指導機関の規定に従い、この項に記載されている

項目から最低3項目以上のプール／限定水域スクーバスキルの指導プレゼンテーションを行わなければならない。

- (1) ダイビングシステムの組み立てと分解（水際で）
- (2) 器材点検（水際で）
- (3) エントリーとエグジット
- (4) 適性ウエイト
- (5) マウスピースクリア（スノーケル／レギュレータ）
- (6) 水面でのレギュレータ／スノーケル交換
- (7) 安全な潜降と浮上
- (8) 水中遊泳
- (9) マスククリア（マスクの脱着を含む）
- (10) 水中エクササイズ（マスクあり／なし）
- (11) バディシステム・テクニク
- (12) 浮力調整（水中／水面）
- (13) 水中での問題解決（レギュレータ・リカバリー等）
- (14) ダイビングシステムをすべて装着しての水面でのスノーケル・スイミング
- (15) ウエイトシステムのクイックリリース／緊急時機能の水面での操作
- (16) ウエイトシステム／ベルトの再脱着
- (17) スクーバシステムの再脱着
- (18) エア切れ緊急対策
- (19) 器材の手入れとメンテナンス（水際で）

5.5 オープンウォーター・スクーバスキル

講習生は、有資格インストラクター／エヴァリュエーターに対し、講習の準備、計画および進め方（ブリーフィング、デブリーフィングを含む）、グループ管理と監督、問題解決について、指導機関の規定に従い、この項に記載されている項目から最低3項目以上のオープンウォーター・スクーバスキルの指導プレゼンテーションを行わなければならない。

- (1) ダイビングシステムの組み立てと分解（水際で）
- (2) 器材点検（水際で）
- (3) エントリーとエグジット
- (4) 適性ウエイト
- (5) マウスピースクリア（スノーケル／レギュレータ）
- (6) 水面でのレギュレータ／スノーケル交換
- (7) 安全な潜降と浮上
- (8) 水中遊泳
- (9) マスククリア
- (10) バディシステム・テクニク
- (11) 浮力調整（水中／水面）
- (12) ダイバー補助（セルフ／バディ）
- (13) ダイビングシステムをすべて装着しての水面でのスノーケル・スイミング
- (14) 水中での問題解決（レギュレータ・リカバリー等）
- (15) ウエイトシステム／ベルトの再脱着
- (16) スクーバシステムの再脱着
- (17) エア切れ緊急対策
- (18) 器材の手入れとメンテナンス（水際で）
- (19) 水中ナビゲーション

5.6 オープンウォーター・レスキュー

講習生は、指導機関の規定に従い、有資格インストラクター／エヴァリュエーターに対し、最低1回以上、完全なオープンウォーター・レスキューを実演しなければならない。

レクリエーション・スクーバ・インストラクター・トレーナー資格認定のための最低指導基準

1. 範囲及び目的

この基準は、新インストラクター・トレーナー（コース・ディレクター等）の、最低指導基準の条件を規定するものである。しかし、これらの条件を、いかなる条件下であれ、インストラクター・トレーナーにおける最高基準の訓練と規定するものとして考慮してはならない。実際は、これらの条件を超えて拡張された講習プログラムを奨励すべきである。

この基準の条件は、総合的な基準を意味してはいるが一般的な基準を指す。基準は最低限のレクリエーション・スクーバ・インストラクター・トレーナー・トレーニングに不可欠な全ての範囲を示すものではあるが、各範囲が網羅する技能や情報を詳細に列挙するものではない。これらの事項は基準の中に明瞭に記載されている。詳細な講習概要は本基準を満たし、特定のテクニックを含めなくてはならない。基準を完璧に満たす詳細な講習概要を公開している指導機関のリストについては、付録 A を参照のこと。

略述されている情報カテゴリーが論理的な順列で記述されている様に見えるかもしれないが、概要を講習計画として検討してはならない。つまり、基準の中で情報が記述されている順序は必ずしも教室での学科講習計画の順序を定めるものではない。同様に、本基準に述べられている条件は、特定の課題範囲に重点を置くよう示してはいないし、またこれらの課題の教え方を示してはいない。レクリエーション・スクーバ・インストラクター・トレーナー訓練の責任を担う指導機関が作成する講習概要、授業計画、およびその他の講習補助教材は、基準として使用されなくてはならない。順序および強調点は、指導機関が規定する条件の範囲以内でインストラクターの裁量によって決定され、また環境要因、インストラクターの特徴、またその他関連する事柄を考慮の上で決定されなくてはならない。

インストラクター・トレーナー認定は、有資格インストラクター・トレーナーが、レクリエーション・スクーバ・インストラクターの訓練と認定に従事できる資格を与えるものである。該当者がレクリエーション・スクーバ・インストラクター訓練の基礎において認可された訓練を受けられるようにすることが、この基準の意図するところである。有資格インストラクター・トレーナーは、学科講習とスクーバスキル訓練を行い、指導機関を通してレクリエーション・スクーバ・インストラクターを認定するために、本基準で述べられている知識と技能を適用できる資格を有する。

2. 定義

認定証

これを持つ者がレクリエーション・スクーバ・インストラクター・トレーナー認定コースの必要条件をすべて満足に修了したことを示す修了証。この認定証は、持ち主のログブック／トレーニング報告書とともに、講習生が全講習条件を満足に修了したとするインストラクター・トレーナー・エヴァリュエーター（通常、指導機関の本部スタッフ）からの確認書が受理された時点で指導機関によって発行される。

有資格レクリエーション・スクーバダイビング・インストラクター・トレーナー

指導機関により、その指導機関でインストラクター水準の訓練を行う資格を現在与えられている者を指す。（注：インストラクター・トレーナー資格は、インストラクター・トレーナーがその指導機関で必ずしもすべてのコースを指導できると認めるものではない。コースのいくつかは、指導するために、さらなる訓練および／または経験が必要な場合があるが、それは講習生の指導機関の基準による。）インストラクターは資格を継続するため、指導機関の毎年の更新条件を満たさなくてはならない。さらに指導機関によっては、定期的なアップデート講習への参加など、ほかの条件が必要な場合もある。

インストラクター・トレーナー・コース

指導機関が発行するインストラクター・トレーナー認定証を獲得するためのインストラクター講習。本基準の条件を満たす、または上回る講習に合格することにより、学科講習とスクーバスキル訓練を行い、指導機関を通してレクリエーション・スクーバ・インストラクターを認定するために、本基準で述べられている知識と技能を適用できる資格が与えられる。

有資格インストラクター・トレーナー・ダイビング・システム

指導機関により、インストラクター・トレーナー・コースを教え、インストラクター・トレーナーを評価し認定する資格を現在与えられている者を指す。

必要最低限のインストラクター・トレーナーのダイビングシステム

この器材に最低限含まれるものとして、フィン、マスク、スノーケル、タンク（シリンダー）、バルブ、低圧インフレーター付きのBCD（浮力調整具）、バックパック、レギュレータ、バックアップ空気源（オクトパス／独立空気源システム）、残圧計、ウエイトおよびベルト、保護スーツ（必要な場合）、計時装置、水深計、ダイブナイフ（ダイビングスポットで法律または規制によって禁止されていない場合）、ダイブテーブル、コンパス／ディレクションモニター、緊急信号装置がある。

現在の（ステイタス）

インストラクター・トレーナー認定証の発行前に、その有効期限が切れていない認定証もしくは文書。

ダイバーレスキュー

指導機関による、以下の分野に特化した学科講習とダイビング講習。セルフエイド、セルフアシスト、バディエイド、バディアシスト、捜索、意識不明ダイバーの浮上と引き上げ、ダイバーの緊急時計画と事故管理手順。

インストラクター・カウンセリング・テクニク

インストラクター講習生カウンセリングの方法論を指す。インストラクター・トレーナー講習生は、インストラクター訓練のための建設的な学習環境を構築するために用いられるカウンセリング技術を学ぶ。ダイバー教育、学科、プール／限定水域、オープンウォーター講習すべての領域において、インストラクター講習生の相談に乗り、有用な個人的批評を与える方法を修得する。

3. 必要条件

インストラクター・トレーナー・コースを受講するには、以下に示す最低条件を満たしていなければならない。

(1) 年齢

講習生は少なくとも満 21 歳であること；上限は定めない。

(2) 健康診断

講習生は、指導機関の定めにより、水中活動を始める前に有資格の医師による健康診断を受け、ダイビングを行う許可を得ていなければならない。

(2) ダイビング経験

次に挙げる講習生のダイビングと指導経験の、インストラクター／エヴァリュエーターによる評価。しかし以下に限定されるものではない。

1. 最低 2 年以上の指導経験
2. ログ付けされたダイビング 200 本
3. 最低 150 名以上の講習生を指導した、広範囲にわたる経験（例：オープンウォーター、スペシャルティ、アドヴァンスド、リーダーシップレベルなど、所属指導機関による）

(4) 必要最低限のインストラクター・トレーナーのダイビングシステム

講習生は「必要最低限のインストラクター・トレーナーのダイビングシステム」を所有するものとする。

(5) 必要最低限のインストラクターの認定

講習生は必要条件を修了し、少なくともレクリエーション・スクーバ・インストラクターの認定を受けていなければならない。また、最低 2 年以上現役のインストラクターであり、過去 1 年間に指導内容について

て苦情申し立ての記録がないこと。

(6) 支持の表明

講習生は指導機関のインストラクター・マニュアルに沿って訓練を行い、指導機関の基準および手順に一致した理念を伝えることで、所属指導機関への支持を証明しなければならない。また、所属指導機関のダイバー教育システムを完全に採用し、所属指導機関のトレーニング教材を使用しなければならない。

4. 資格認定のための条件

インストラクター・トレーナーとして認定されるには、以下に示す最低条件を満たしていなければならない。

(1) 知識

講習生は指導機関の基準に従って、指導機関のトレーニング基準および手順について筆記試験を受験し、合格しなければならない。試験の記録文書は指導機関により保管されなくてはならない。

(2) スクーバ技能

講習生は、インストラクター・トレーナー・エヴァリュエーターに対し、指導機関の規定に従い、またこの基準の条項 5 で網羅されているデモンストレーション水準のスクーバ技能を十分に証明しなくてはならない。スクーバ技能の合格記録は認定指導機関により保管されなければならない。

(3) CPR

認定の時点で、講習生は指導機関の規定に従い、最新の CPR トレーニングを修了していなければならない。CPR はインストラクター・トレーナー・コース中に教えられることもあるが、計 100 時間のトレーニング時間には含まれないかもしれない。

(4) ファーストエイド

認定の時点で、講習生は指導機関の規定に従い、最新のファーストエイドトレーニングを修了していなければならない。ファーストエイドはインストラクター・トレーナー・コース中に教えられることもあるが、計 100 時間のトレーニング時間には含まれないかもしれない。

(5) ダイバーレスキュー

講習生は、有資格インストラクター・トレーナー・エヴァリュエーターに対し、インストラクター・トレーナーとして相応しいダイバーレスキュー技術を、指導機関の規定およびこの基準の条項 5.3 に従い、最低 1 回以上、完全なオープンウォーター・レスキュー技能を実演することで、十分に証明しなければならない。ダイバーレスキュー技能の合格記録は認定指導機関により保管されなければならない。

(6) 指導プレゼンテーション

講習生は、有資格インストラクター・トレーナー・エヴァリュエーターに対し、インストラクター・トレーナー水準の指導プレゼンテーションを、指導機関の規定およびこの基準の条項5に従い、講習準備、講義の計画と実施、プール／限定水域およびオープンウォーター・スクーバ技能の指導プレゼンテーションを行うことで、証明しなければならない。指導プレゼンテーション技能の合格記録は認定指導機関により保管されなければならない。

(7) 指導プレゼンテーション評価

講習生は、指導機関の規定に従い、有資格インストラクター・トレーナー・エヴァリュエーターに対し、インストラクター講習生が行う以下の指導プレゼンテーションを評価する能力を持つことを証明しなければならない：講義の進行、プール／限定水域およびオープンウォーター・スクーバ技能の指導プレゼンテーション。指導プレゼンテーション評価技能の合格記録は認定指導機関により保管されなければならない。

(8) 一般的な態度と専門家としての姿勢

講習生は適切で積極的な態度と外見、認定指導機関の手本とするイメージの維持に努めなければならない。

(9) トレーニング時間

講習生は、最低100時間の専門トレーニング／評価を修了していなければならない、条項4.1、4.2、4.5、4.6、4.7、4.11、また条項5の項目が含まれなければならない。以上はインストラクター・トレーナー／エヴァリュエーターの監視下で行わなければならない。

(10) 訓練記録

インストラクター・トレーナーのコース記録は、指導機関により保管されなければならない。

(11)

講習生は、最低1回以上、指導機関のインストラクター・トレーナー・コースを開催したことがなければならない。

5. 必要最低限の講習内容**5.1 導入部**

最初の学科講習の前ないしはその中で以下の情報を講習生に提供しなくてはならない。

- (1) 認定条件（条項3、4を参照）
- (2) 講習概要
 - (A) 内容
 - (B) 資格を得た後のダイビング活動の限界
- (3) 器材の条件
- (4) 講習手順
- (5) コース用器材の条件

5.2 コースで扱う題目、訓練課目および実習課目

講習生は有資格インストラクター／エヴァリュエーター

の監督下でトレーニングを修了するものとする。トレーニングには指導機関によって規定され、またこの項に記載されている題目、訓練課目および実習課目を含むものとする。

- (1) 講義の準備、計画および進め方
- (2) 指導機関によって規定され、また条項5.5により求められるインストラクター・トレーナー水準のスクーバ技術
- (3) 指導機関によって規定され、インストラクター・トレーナー／エヴァリュエーターにより選択された内容の、最低2回以上のインストラクター・トレーナー水準の講義指導プレゼンテーション、2回以上のプール／限定水域での技術指導プレゼンテーション、2回以上のオープンウォーターでの技術指導プレゼンテーションを実施していること
- (4) 認定指導機関のインストラクター・トレーニング・コースで行った講義指導プレゼンテーションの実施
- (5) 認定指導機関のインストラクター・トレーニング・コースでほかのインストラクター・トレーナー講習生もしくはインストラクター講習生によって行われた講義指導プレゼンテーション、プール／限定水域での技術指導プレゼンテーション、オープンウォーターでの技術指導プレゼンテーションの評価
- (6) 指導機関のダイバー認定条件についてのディスカッション
- (7) 指導機関のトレーニング基準と手順についての概説とディスカッション
- (8) インストラクター・トレーナーの役割（専門家としての姿勢と倫理上の責任を含む）についてのディスカッション
- (9) 4.1で概説される知識の発表

5.3 ダイバーレスキュー

講習生は、指導機関の規定に従い、有資格インストラクター・トレーナー・エヴァリュエーターに対し、インストラクター・トレーナー水準のダイバーレスキュー技術を証明しなければならない。水面で事故者の意識・呼吸がない状態を想定したオープンウォーター・レスキューを含むこと。

5.4 講義プレゼンテーション

講習生は、インストラクター・トレーナー・エヴァリュエーターに対し、指導機関によって規定され、インストラクター・トレーナー／エヴァリュエーターにより選択された内容の、インストラクター・トレーナー水準の最低2回以上の講義指導プレゼンテーション講義の準備、計画および進め方を実演し、最低2回以上、講義指導プレゼンテーションを評価し、インストラクター・カウンセリング・テクニクを学ばなければならない。

- (1) 器材
- (2) ダイビング物理学

- (3) ダイビングに関連した医学的問題
- (4) ダイブテーブルの使用法、減圧理論、ダイブコンピュータ
- (5) ダイビング環境
- (6) ダイブプラン
 - (a) 計画と準備（エア切れと緊急事態の予防に重点を置く）
 - (b) 緊急時手順
 - (c) 事故管理／予防
- (7) コミュニケーション（水中／水面）
- (8) ダイバー補助（セルフ／バディ）
- (9) 推奨されるダイビング習慣
- (10) ボートダイビングの手順

さらに、講習生は、指導機関によって規定され、またこの条項に記載されている通り、インストラクター・トレーナー・エヴァリュエーターに対し、インストラクター・トレーニング・コースの題目から、講義指導プレゼンテーションの講義の準備、計画および進め方を最低3回以上、実演しなければならない。

- (1) インストラクター水準の継続教育
- (2) ダイビング業界概説
- (3) 初級コース概説
- (4) 継続教育コース概説
- (5) ダイブテーブル、減圧理論、ダイブコンピュータ
- (6) 学科講習計画
- (7) プール／限定水域技術指導ワークショップ
- (8) オープンウォーター技術指導ワークショップ
- (9) 基準および手順、品質保証

5.5 プール／限定水域スクーバスキル

講習生は、講習の準備、計画および進め方（ブリーフィング、デブリーフィングを含む）、グループ管理と監督、問題解決について、指導機関の規定に従い、この項に記載されている項目から最低2項目以上のプール／限定水域スクーバスキルの指導プレゼンテーションを行わなければならない。さらに、有資格インストラクター・トレーナー・エヴァリュエーターに対し、インストラクター・トレーナー水準のパーソナル・ダイビングスキルを証明しなければならない。また講習生は、以下の題目から最低2項目以上の指導プレゼンテーションの評価を行い、そのプレゼンテーションに対するインストラクター・カウンセリング・テクニクを実施しなければならない。

- (1) ダイビングシステムの組み立てと分解
- (2) 器材点検
- (3) エントリーとエグジット
- (4) 適性ウエイト
- (5) マウスピースクリア（スノーケル／レギュレータ）
- (6) レギュレータ・リカバリー
- (7) 水面でのレギュレータ／スノーケル交換
- (8) 安全な潜降と浮上
- (9) 水中遊泳
- (10) 浮力調整の練習

- (11) バディシステム・テクニク
- (12) 水中での問題解決
- (13) ダイビングシステムをすべて装着しての水面でのスノーケル・スイミング
- (14) ウエイトシステム／ベルトの再脱着
- (15) スクーバシステムの再脱着
- (16) エア切れ緊急対策

5.6 オープンウォーター・トレーニング

講習生は、インストラクター・トレーナーのダイビングシステムを装着の上で、有資格インストラクター・トレーナー・エヴァリュエーターに対し、インストラクター・トレーナー水準の講習の準備、計画および進め方（ブリーフィング、デブリーフィングを含む）、グループ管理と監督、問題解決について、指導機関の規定に従い、この項に記載されている項目から最低2項目以上のオープンウォーター・スクーバスキルの指導プレゼンテーションを行わなければならない。また講習生は、この項の題目から最低2項目以上のプレゼンテーションの評価を行い、そのプレゼンテーションに対するインストラクター・カウンセリング・テクニクを実施しなければならない。

- (1) ダイビングシステムの組み立てと分解
- (2) 器材点検
- (3) エントリーとエグジット
- (4) 適性ウエイト
- (5) マウスピースクリア（スノーケル／レギュレータ）
- (6) レギュレータ・リカバリー
- (7) 水面でのレギュレータ／スノーケル交換
- (8) 安全な潜降と浮上
- (9) 水中遊泳
- (10) マスククリア
- (11) バディシステム・テクニク
- (12) 浮力調整の練習
- (13) ダイバー補助・テクニク
- (14) 水面でのスノーケル・スイミング
- (15) ウエイトシステム／ベルトの再脱着
- (16) スクーバシステムの再脱着
- (17) エア切れ緊急対策
- (18) 器材の手入れとメンテナンス

